

編集発行人

株式会社 船井総合研究所

取締役 三上 元

TEL:06-314-3901

株式会社FPシミュレーション

代表取締役・税理士 三車輪 厚二

TEL:06-946-8011

大学生の息子を非常勤役員にした場合

Q: 大学生の息子を非常勤役員にして役員報酬を支給した場合、問題はあるでしょうか。

A: 法人税法上、役員報酬が損金に算入されるためには次の要件を満たす必要があります。

- ①役員報酬の支給限度額が、定款の規定、株主総会、社員総会の決議によりあらかじめ定められた支給基準に基づき規則的に反復又は継続して支給されること
- ②その支給された報酬の額が適正であると認められるものであること
- ③法人の取締役、監査役、理事及び清算人等で法人の経営に従事していること

ご質問の場合は、①の要件を満たすために(1)ご子息を株主総会で取締役を選任し登記すること(2)役員報酬の限度額をご子息の分増額することが必要です。

②については、未成年者が役員として職務を遂行するのは難しいので成人していることが必要でしょう。報酬の額が適正か否かの判定は実質基準と形式基準の2つで判定され、いずれか多い金額が損金の額に算入されないこととなります。

③については、客観的にみて、ご子息が経営に参画しているかどうかです。実質は形式だけの役員であって経営に従事していなければ、社長の給与所得の分散を目的としてなされたものとして、社長に対する報酬として認定される場合がありますので注意が必要です。

